

令和5年度
沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業
業務対象期間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)

公益財団法人 沖縄県畜産振興公社

1 事業概要

- (1) 県内の子牛価格が全国の相場を超えて低落した場合の影響の緩和を目的に特に価格の低落する雌子牛へ補填を交付する。
- (2) 補てん金単価は、県内の標準取引価格が沖縄県保証基準価格(527千円)を下回った場合の差額の9割の補填金を交付する。

2 契約の加入条件

肉用子牛生産者補給金制度で契約の締結している者。

3 交付対象子牛

- (1) 月齢が6か月以上12か月未満であること。
- (2) 県内で飼養されている黒毛和種から生産された雌子牛で全国和牛登録協会の子牛登記を受けていること。
- (3) 県内の家市場で取引された肉用雌子牛及び県内自家保留雌子牛であること。
- (4) 肉用牛子牛生産者補給金制度に基づく個体登録が行われていること。

4 令和5年度 生産者積立金単価(新規契約者)

(1) 6,100円 (生産者3,050円・県積立金3,050円)

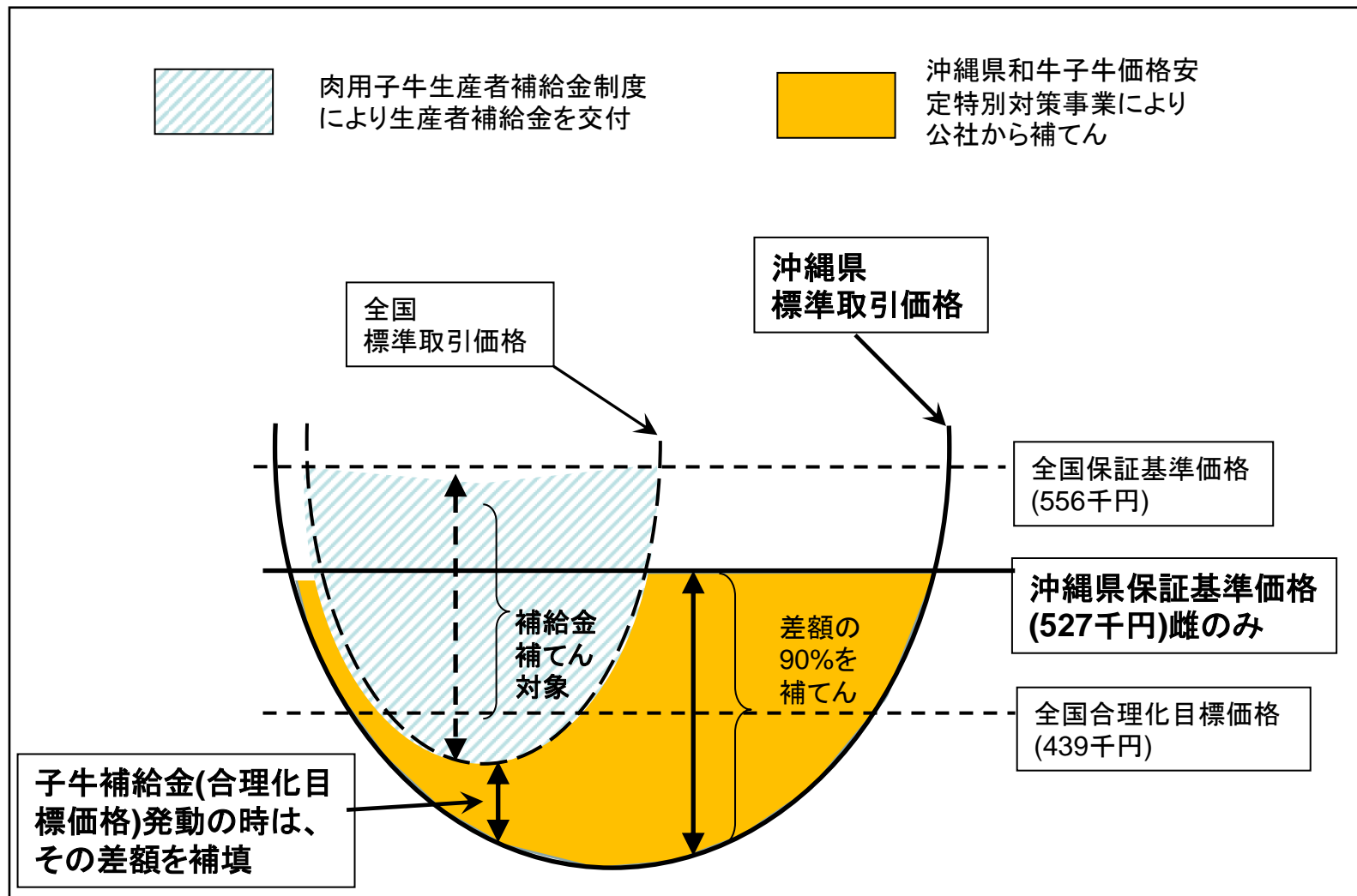
5 生産者積立金の納付

(1) 個体登録頭数に応じた生産者補てん積立金を契約生産者に納付させる。

(委託先が取りまとめて、公社へ納付)

※継続契約者は、積立金なし。

沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業の概要図



○生産者からよくある質問

・事業名がわかりにくい→“県和牛子牛”と言うとわかる。

・なぜこの事業はできたのか

→子牛補給金制度の補填金発動は、去勢とメスのセリ販売平均額で算出している。
沖縄県ではメス子牛が去勢に比べて10万円ほど安いいため、メスのみを対象にした事業を制定。

・積立金は新規登録した1業務対象年間(3年間)払えば、次回からは不要。

4年目以降は積み立てをしなくても、県内の平均価格が保証基準価格を下回れば補填金を支払う。
※ただし積立金が枯渇した場合、再度積立が必要になります。
契約書(生産者⇄公社)は3年に1回取ります。

・発動がなかったとしても積立金の無事戻しはありません!

・積立金の金額は何をもとにして請求しているのか

→その年度の4月～3月に補給金制度に登録されたメス子牛頭数×3,050円

・最初の3年間で積み立てた頭数=補填金支払いの上限頭数なのか

→上限頭数はありません。生産者がこの事業に登録されたと考えて。

・子牛補給金も発動した時は二重取りできるのか

→合理化目標価格(439,000円)まではできます。43.9万円以下の場合、子牛補給金との差額分を支払う。

【注意】 **子牛補給金制度の個体登録を行っているメス牛にしか補填ができません。必ず個体登録を!**